



2023年11月10日

各位

会社名 株式会社 名古屋銀行
代表者名 取締役頭取 藤原 一朗
(コード番号:8522 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役経営企画部長 近藤 和
(TEL. 052-951-5911)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT - 3) による自己株式の買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT - 3) による自己株式の買付け並びに会社法第178条の規定による自己株式の消却)

当行は、2023年11月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法、並びに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元方針に基づき、資本効率の向上を通じて株主還元の充実を図るため

2. 取得の方法

本日(2023年11月10日)の終値(最終特別気配を含む)5,720円で、2023年11月13日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行います。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とし、その他の取引制度や取引時間への変更は行わないものとします。

3. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類	当行普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	300,000株(上限とする) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合:1.76%)
(3) 株式の取得価額の総額	2,400,000,000円(上限とする)
(4) 取得結果の公表	2023年11月13日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

4. 自己株式の消却の内容

(1) 消却する株式の種類	当行普通株式
(2) 消却する株式の総数	300,000株(消却前の発行済株式総数の1.75%) (上記3.により取得した株式と2023年10月31日時点で保有する自己株式の合計の内の300,000株)
(3) 消却予定日	2024年2月9日

(ご参考) 2023年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	16,986,342 株
自己株式数	69,145 株

以 上